

## 問1 (憲法)

次の設例を読み、以下の設問①及び②に答えよ。

(設例)

衆議院議員であるYは、国会の委員会審議の中で、健康食品会社を経営しているXが、効能のない商品を高額で売りつける詐欺まがいの商法を行い多額の利益をあげているなどと発言した。Yは、さらに、国会の議事録を引用する形で、SNSでもXを非難する書き込みを行った。XはYの発言や書き込みの内容は事実無根であるとして、訴訟の提起を検討している。

設問①

Yの行為がどこまで免責特権（憲法第51条）の保障を受けるか、論ぜよ。

設問②

Yの行為がいずれも免責特権の保障を受けるとみるときには、Y個人の責任を追及することはできなくなるが、こうした場合であっても、一定の要件の下で国家賠償の請求を通じXの救済を図ることは可能であるとする考え方もある。免責特権の性質も踏まえ、このような考え方の当否について、論ぜよ。

## 問2 (行政法)

以下の設問①及び②に答えよ。

### 設問①

次に引用するのは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号。以下、「法」とする。)が定めている「開示決定等の期限」に関する規定の一部(条文見出しは省略)である。ア～ウに当てはまる数字及びエに当てはまる語句を挙げよ。なお、第9条は、開示・不開示の決定について定めている。

第10条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から  日以内にしなければならない。〔ただし書き省略〕

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を  日以内に限り延長することができる。〔以下省略〕

第11条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から  日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については  期間内に開示決定等をすれば足りる。〔以下省略〕

### 設問②

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」(平成12年条例第1号)は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる」という規定(第5条第1項)に続けて、「何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない」(同条第2項)と定めている。以下の小問1及び2に答えよ。

#### 小問1

法には、このような《開示請求権の濫用》に関する規定がないが、「開示請求に係る行政文書が著しく大量」である場合(以下、「大量請求」とする。)、権利濫用原則の適用を認める余地はないか、また、どのような場合であれば認めることができるか、《大量請求というだけで権利濫用に当たるわけではない》ことを前提に法第11条の定めも参考にして、答えよ。

#### 小問2

一定の大量請求を不適法とする論拠として、権利濫用原則のほか、主にどのような理由が考えられるか、答えよ。

**問3**（政治学）

ダウنزの空間競争モデルを使い、どのような条件を与えれば、①政党の政策的立場が接近するか、②政党の立場が双極的になるかを、それぞれ図を用いて説明せよ。

また、ダウنزのモデルの問題点を、日本やその他の国の実例を挙げて指摘せよ。

**問4**（経済学）

ケインズの流動性選好説によれば、利子率は貨幣に対する需要量と貨幣の供給量により決まるとされる。以下の設問①～③に答えよ。

設問①

貨幣を需要する動機を、貨幣の機能に触れながら説明せよ。

設問②

貨幣供給量に変化がなくても金利が上昇することがある。どのような経路でこのような事態が起こるのかをグラフを用いて説明せよ。

設問③

貨幣供給量が増加しても金利が変化しないことがある。どのような経路でこのような事態が起こるのかをグラフを用いて説明せよ。